

千葉市財政局税務部広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行。以下「要綱」という。）及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日施行。以下「掲載基準」という。）に基づき、千葉市財政局税務部（以下「税務部」という。）が所管する資産を要綱第3条第1項に規定する広告媒体（以下「広告媒体」という。）として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等を行う広告媒体の種類)

第2条 広告媒体の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) パンフレット又はポスター類
- (2) 送付用封筒
- (3) その他税務部の所管する広告媒体

(広告の内容等)

第3条 広告の内容及び広告を掲載することができる者等は、要綱第5条及び掲載基準の定めるところによる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間等は、仕様に定めるとおりとする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は公募により行うものとする。

- 2 公募は、千葉市ホームページ等に広告掲載募集要項（様式第1号）を掲載することにより行うものとする。
- 3 広告を募集する広告媒体を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、公募を行うに当たって、広告取扱業者又は広告主となり得る者に対し、公募の案内をすることができるものとする。

(広告取扱業者等の選定)

第6条 広告取扱業者又は廣告主（以下「広告取扱業者等」という。）の選定は、前条第1項に規定する公募により、指名競争入札又は随意契約により行う。

(公募による指名競争入札)

第7条 公募による指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を行う場合は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 公募型指名競争入札に参加できる廣告取扱業者等は、入札参加資格者名簿に登載された者とする（次項及び第4項において「入札参加希望者」という。）。
- 3 入札参加希望者が、入札者として指名を受けようとする場合は、廣告掲載入札参加申込書（様式第2号）により申し込みをしなければならない。
- 4 前項の規定により申し込みをした入札参加希望者を、入札者として指名し、その旨を千葉市契約規則（昭和40年規則第3号。以下「契約規則」という。）第20条第2項の規定により通知するものとする。
- 5 前項の規定により指名した入札者が5人未満の場合は、契約規則第20条第1項の規定により、入札参加資格者名簿から新たに入札者を追加して指名し、入札者を5人以上とする。
- 6 广告掲載料は最も高い入札額とし、当該入札額で入札した者と契約を締結する。

(公募による随意契約)

第8条 公募による随意契約を行う場合は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 公募による随意契約を希望することができる者は、入札参加資格者名簿に登載された者とする（次項から第11項までにおいて「契約希望者」という。）。
- 3 公募による随意契約を見積合せにより行う場合（公募型見積合せ方

式随意契約）、契約希望者は広告掲載随意契約希望申込書（様式第3号）により申し込みをしなければならない。

- 4 前項の規定により契約希望者から申し込みがあった場合、当該契約希望者から見積書を徴するものとする。
- 5 第3項の規定により申し込みをした契約希望者がいる場合又は1人の場合にあっては、次の各号の定めるところにより見積書を徴するものとする。
 - (1) 契約希望者がいる場合にあっては、入札参加資格者名簿から見積書を徴する者を2人以上選定して見積書を徴するものとする。
 - (2) 契約希望者が1人の場合にあっては、入札参加資格者名簿から新たに見積書を徴する者を追加して選定し、既に申し込みがあった契約希望者とあわせて2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約規則第23条第1項ただし書に該当する場合はこの限りではない。
- 6 第4項及び前項（第2号ただし書に該当する場合は除く。）の規定により見積書を徴した場合の広告掲載料は、最も高く提示された見積額とし、当該見積額を提示した契約希望者と契約を締結する。
- 7 前項に規定する最も高く提示された見積額が2人以上の契約希望者によって提示された場合は、次の順位により決定し契約を締結するものとする。
 - (1) 市内業者
 - (2) 準市内業者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 8 前項の規定によても契約を締結する契約希望者が決定しない場合は、抽選により決定する。
- 9 あらかじめ広告料を設定したうえで公募による随意契約を行う場合（以下「公募型定額方式随意契約」という。）、契約希望者は、広告掲載随意契約希望申込書（様式第3号）により申し込みをしなければならない。
- 10 前項の規定により申し込みをした契約希望者が、募集した広告枠数を超える場合は、次の順位により決定し契約を締結するものとする。

(1) 市内業者

(2) 準市内業者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

11 前項の規定によっても契約を締結する契約希望者が決定しない場合は、抽選により決定する。

12 公募型定額方式随意契約の広告掲載料は、類似する広告の市場価値等を勘案し決定する。

(広告の作成及び提出)

第9条 掲載する広告は、契約を締結した者（以下「契約者」という。）の責任及び負担で作成するものとする。

2 契約者は、掲載する広告の原稿を所管課長が指定する期日、場所及び方法により提出するものとする。

(広告の内容等の修正)

第10条 所管課長は、広告の内容若しくはデザイン等が要綱第5条及び掲載基準に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、契約者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 次の各号に該当する場合には、契約者への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を中止する。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告の内容等の修正を契約者が行わないとき

(4) 広告の内容等が、要綱第5条及び掲載基準に違反し、又はそのおそれがあり、前条の規定によつても解決できないとき

(5) 契約者が虚偽の申込等をしたとき

(6) その他、広告掲載を継続することが適切でないと所管課長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 契約者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げる事ができる。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、契約者は書面により申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 契約者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該契約者に返還する。

- 2 前項の規定により変換する広告掲載料は、期間の定めのあるものにあっては掲載を取り消した月以降の納付済み月割額の全額とする。ただし、利子は付さないものとする。
- 3 前条第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(契約者の責務)

第14条 契約者は、広告の内容等、掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

- 2 契約者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 契約者は、広告の掲載により損害を与えた場合は、契約者の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判所の所管)

第15条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年11月17日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領（平成19年4月1日施行）及び市税のしおり広告掲載取扱要領（平成20年4月22日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。